

SOS ニュース

親子の法律の定め

親子についての法律は、子の幸福と福祉の視点で権利義務を定めています。したがって殆どは親の子に対する義務が中心です。

■ 子の誕生と子の認知

① 出生届

結婚している夫婦のあいだに子が生まれた場合、父か母のいずれかが届け出なければなりません。届け出をしなくとも親子関係に変わりはありませんが、法は届け出をすることを義務づけています。子が生まれる前に父母が離婚していた場合には、母が届け出なければなりません。これが、「嫡出子」の出生届です。

父母が結婚していない場合には、母が届け出なければなりません。これが、「非嫡出子」の出生届です。

届け出は、生まれてから14日以内です。届け出が遅れた場合には、正当の理由がないと、過料の制裁があります。

② 認知請求権

父母が未婚の場合、父子関係は「認知届」を提出しないかぎり認められません。認知されなければ、真実父親でも、法律上は父親として扱われないので。そこで、子には認知を請求する権利が認められ、父親は認知の義務があるのです。認知を認めれば市区町村役場に認知届を出せばよい（任意認知）のですが、認めない場合には家庭裁判所に認知請求の調停申立（裁判認知）をします。

■ 親子間の権利と義務

① 親権と後見

未成年の子を養育監護する立場を「親権」といいます。親の権利ですが、実質は子のために行使する権利ですから、親の義務といったほうが正しいと思います。両親が死亡した場合など、親権者がいなくなったら後見人が選ばれます。

② 扶養義務

親は子を扶養する義務があります。したがって子は親に扶養を要求できません。親の扶養義務は子が成熟するまで（一人前）ですから、18歳くらいまでといわれています。現在の若者は未熟なものが多く、成年になるのは30歳くらいといわれていても、この扶養義務が延長されるものではありません。

③ 親子の契約関係

親子の間でも契約を結ぶことができます。この場合でも、互いに契約を守る義務が生じます。親子間で傷害沙汰が生じた場合、親子間で損害賠償を請求する権利が生じ、また支払う義務が生じます。親の運転で子が死傷した場合、子は「他人」として車の強制保険金を請求できます。

④ 相続権

親が死亡したら、子は親の財産を相続できます。子が死亡し、その子に子（孫）がいなければ親が相続人となります。（第二順位）

⑤ 子が親を扶養する義務

民法では「直径血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある」と定めています。子供の親に対する扶養義務は、長男・次男や男女の別、結婚の有無がなく全員あるということです。また祖父母と孫にも互いの扶養義務があります。

※ 扶養の程度については次の二つがあるとされています。

- ・自分と同じ程度の生活を保障する義務
- ・生計の立てない者を生計の立つように最低限の生活を保守する義務

配偶者や未成年の子に対しては1の義務、親や兄弟姉妹に対しては2の義務というのが一般的な考え方です。一般的には、まず配偶者や未成年の子を扶養し、なお余裕があとときに親を扶養する槓こととなります。扶養義務者が複数いる場合の順序については、法律の定めはありません。まず、当事者間で話し合っ、まとまらないときには家庭裁判所が決めることとなります。

（自由国民社版 知っておきたい暮らしの法律^④事典より）